

令和6年第2回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年11月1日 金曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年11月1日 13時30分		臨時議長	松 本 俊 清		
	散 会	令和6年11月1日 17時11分		議長	西 昭 夫		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保 健 福 祉 長 課	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建 設 産 業 長 課	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人 権 啓 発 長 課	吉田和秀	○	
	企 画 調 整 課 長	草水英行	○				
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署 名 議 員		山本 翔太			向出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 6 年 2 回 笠 置 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 6 年 1 1 月 1 日～令和 6 年 1 1 月 1 日 会期 1 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 1 月 1 日 午前 13 時 30 分開議

1. 臨時議長選任
2. 臨時議長あいさつ
3. 議員自己紹介
4. 町長あいさつ
5. 管理職職員自己紹介
6. 開会宣告
7. 議事日程報告

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長選挙

追加日程第 1 号

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 副議長選挙の件
- 日程第 4. 議席の指定
- 日程第 5. 常任委員選任の件
- 日程第 6. 議会運営委員選任の件
- 日程第 7. 相楽広域行政組合議会議員選挙の件
- 日程第 8. 相楽中部消防組合議会議員選挙の件
- 日程第 9. 国民健康保険山城病院組合議会議員選挙の件
- 日程第 10. 加茂笠置組合議会議員選挙の件
- 日程第 11. 相楽東部広域連合議会議員選挙の件
- 日程第 12. 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件
- 日程第 13. 京都地方税機構議会議員選挙の件
- 日程第 14. 同意第 3 号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件

日程第 15 承認第 8 号 令和 6 年度笠置町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認
を求める件

日程第 16 議案第 37 号 白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件

日程第 17 閉会中の継続調査の件

追加日程第 2 号

日程第 1. 決議第 1 号 いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議

開 会 午後1時30分

事務局長（穂森美枝君） 皆さん、こんにちは。定刻が参りましたので、始めさせていただきます。私、議会事務局長の穂森でございます。

あちらに控えておりますのが、議会事務局主任の東浦でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、このたびの笠置町議会議員一般選挙におきまして、栄えある御当選を果たされましたこと、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

これより着席にて、失礼いたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、松本俊清議員が年長者でございますので、臨時議長をお願いします。

それでは松本俊清議員、議長席に御着き下さい。

（松本俊清君、議長席に着席）

臨時議長（松本俊清君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をいただきました松本俊清です。本日招集されました令和6年第2回臨時会におきまして、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うこととなりました。議長が選挙によりまして決定されるまでの限られた間ではありますが、議員各位の御協力をお願いいたします。無事責任を果たしたいと存じます。何卒格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

お諮りします。このたび、お互いに当選の栄誉を授けられ、こうして議席を得たのでありますので、自己紹介をお願いしたいと存じますが、いかがでしょう。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議がないようであります。それでは、ただいまから議席順に自己紹介をしていただきます。一番議席に着席の、山本翔太議員より順次、お願いいたします。

1 番（山本翔太君） 山本翔太です。どうぞよろしくお願いいたします。

2 番（向出 健君） 向出健です。四期目です、どうぞよろしくお願いいたします。

3 番（西 朋子君） 西朋子です。一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

4 番（山本麻也君） 山本麻也です。どうぞよろしくお願いいたします。

5 番（西 昭夫君） 西昭夫です、三期目です。町の為に頑張りたいと思いますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

6 番（山本勝喜君） 山本勝喜です。よろしくお願いいたします。

7 番（由本好史君） 由本好史です。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（松本俊清君） 皆さん、どうもありがとうございました。

最後に、松本俊清です。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、山本町長から自己紹介と、ごあいさつをお受けいたしたいと存じます。山本町長。
町長（山本篤志君） 皆様こんにちは。私、笠置町長の山本篤志でございます。本日ここに令和6年、第二回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ全員の皆様の御出席を賜り厚く
お礼申し上げます。ようやく秋も深まり、本日から紅葉公園のライトアップも始まります。
いよいよ笠置の山々も近日中に染まっていくことと思います。

さて、議員の皆様におかれましては、10月20日に執行の笠置町議会議員一般選挙において、当選をはたされましたこと、心よりお祝いを申し上げます。皆様は笠置町に暮らす住民の全ての方が安全で安心した生活を送っていただくために、熱い思いを胸に立候補されたことと存じます。笠置町はご存知のとおり少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがきかず、加えて財政的にも町税などの自主財源の確保が困難となっており、地方交付税頼みといった大変厳しい状況が続いております。こうした中、令和3年度に第4次笠置町総合計画を策定し、将来の笠置町のあるべき姿や具体的な町づくりの方向性を示し、にぎわいのある笠置町を目指して多くの事業を進めております。今年は昭和9年1月に町政を施行し、90周年の記念の年でもあり、本年11月22日には記念式典の開催や記念事業の実施も計画しております。10年後20年後と今後も住民の皆様が安心して暮らせる町であり続けるために、行政と議会が両輪となって町づくりに取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましてはお体にご自愛を賜りつつ、献身的な活動にご尽力いただくことをお願い申しまして、簡単ではございますが、お祝いの挨拶とさせていただきます。

臨時議長（松本俊清君） ありがとうございました。

我々は今後4年間の任期中、執行部職員には何かとお世話になることと存じますので、この際、管理職職員の自己紹介をお願いいたしたいと思います。参事より、順次よろしくお願いいたします。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 参事兼商工観光課長を拝命しております前田
です、よろしくお願いします。

総務財政課長（森本貴代君） 総務財政課長を仰せつかっております森本貴代です。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

会計管理者（増田紀子君） 会計管理者の増田紀子です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画調整課長（草水英行） 企画調整課長の草水英行でございます。どうぞよろしくお願いいた
します。

税住民課長（石原千明君） 税住民課長の石原千明でございます。よろしくお願いいたします。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 保健福祉課長の岩崎久敏と申します。よろしくお願いいたしま
す。

建設産業課長（植田将行君） 建設産業課長を仰せつかっております植田将行です。よろしく
お願いいたします。

人権啓発課長（吉田和秀君） 人権啓発課長課長の吉田和秀です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（松本俊清君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。以
上で出席者の紹介を終わります。

臨時議長（松本俊清君） ただいまから令和6年第2回笠置町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布したとおりであります。

臨時議長（松本俊清君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただ今ご着席の議席
を指定いたします。

臨時議長（松本俊清君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉鎖）

臨時議長（松本俊清君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に西朋子議員及
び、山本勝喜議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙を配布)

臨時議長(松本俊清君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効票とい
たします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(松本俊清君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

臨時議長(松本俊清君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

(点呼、投票)

臨時議長(松本俊清君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(松本俊清君) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。西朋子議員及び、山本勝喜議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

臨時議長(松本俊清君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票4票、無効投票4票です。

有効投票のうち、西昭夫議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票です。したがって、西昭夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長(松本俊清君) ただいま議長に当選されました西昭夫議員が議長におられます。会
議規則第33条第2項によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを
求めます。

議長(西 昭夫君) ただいま、多数の議員の皆様から御推挙いただきまして、議会議長の要
職に就くことになりました。誠にありがとうございます。身に余る光栄でございます。謹ん
でお受けいたします。

ここに皆さまの御推挙を受けました上は、身を挺してその厚情に対し、お報いする覚悟を新たにしているところです。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されるよう、誠心誠意、努力する所存であります。

議員各位におかれましては、今後、より一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

臨時議長（松本俊清君）　ありがとうございました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了しました。皆様の御協力に対し厚くお礼申し上げます、これで降壇させていただきます。

西昭夫議長、議長席に御着き下さい。

これより、暫時休憩します。

休　　憩　　午後１時５９分

再　　開　　午後２時１５分

議長（西　昭夫君）　休憩前に引き続き、再開します。

議長（西　昭夫君）　お諮りします。お手元に配布した追加議事日程第１号を本日の日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認めます。したがって、日程第１号を本日の日程に追加します。

議長（西　昭夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により１番、山本翔太議員及び２番、向出健議員を指名します。以上の、両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西　昭夫君）　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第３、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉鎖）

議長（西 昭夫君） ただいまの出席議員は８人です。

次に立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって立会人に、西朋子議員及び、山本勝喜議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議長（西 昭夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効とします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「なし」の声）

議長（西 昭夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（西 昭夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（点呼、投票）

議長（西 昭夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西朋子議員及び、山本勝喜議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

議長（西 昭夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数８票、有効投票８票、無効投票０票です。

有効投票のうち、向出健議員４票、由本好史議員４票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は２票であり、向出健議員と由本好史議員の得票は、いずれもこれを超えております。

向出健議員と由本好史議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

由本好史議員と向出健議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選棒で行います。

西朋子議員及び、山本勝喜議員、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めます。順序は議席の順とし、出た数の小さい方から、次のくじを引いていただきます。

向出健議員と由本好史議員は、前に出て議席の順にくじを引いてください。

まず向出健議員、くじを引いて下さい。

(くじをひく)

議長(西 昭夫君) 次に由本好史議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

議長(西 昭夫君) くじを引く順序が決定しましたので報告します。

向出健議員が引いた数は19番、由本好史議員が引いた数は21番です。

したがって、くじを引く順序は、初めに向出健議員、次に由本好史議員に決定しました。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。出た数字の小さい方を当選人と定めます。まず向出健議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

議長(西 昭夫君) 次に由本好史議員、くじを引いて下さい。

(くじを引く)

議長(西 昭夫君) くじの結果を報告します。

向出健議員が引いた数は24番、由本好史議員が引いた数は37番です。

したがって、向出健議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(西 昭夫君) ただいま副議長に当選されました向出健議員が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。

副議長承諾のあいさつをお願いいたします。向出健議員。

副議長（向出 健君） ただいま、議員各位の御推挙により副議長の重職につくことになりました向出健です。誠に光栄の至りに存じます。

議長と共に誠意を尽くし公正と議会の円満なる運営をはかり、町政発展のために努力をいたす所存であります。議員各位の御支援と御協力をお願いいたしまして就任のごあいさつといたします。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めるとなっていますが、くじによってお決めいただきたいと思います。

職員が抽選棒をもって回ります。くじに数字が書いてありますので、その番号を議席番号といたします。

くじの引く順番は、仮議席の順番と決めさせていただきます。

なお、申合せによりまして、議長は8番議席、副議長は7番議席を指定します。それでは1番議員からくじを引いてください。

（くじを引く）

議長（西 昭夫君） くじの漏れはありませんか。

（「なし」の声）

無いようですので、くじに書かれた番号の議席にお着きください。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後2時37分

再 開 午後3時50分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第5、常任委員会委員の選任の件及び、日程第6、議会運営委員会委員の選任の2件を議題とします。

お諮りします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって常任委員会委員及び議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長を互選いただき、議長まで報告をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第7、相楽広域行政組合議会議員の選挙、日程第8、相楽中部消防組合議会議員の選挙、日程第9、国民健康保険山城病院組合議会議員の選挙、日程第10、加茂笠置組合議会議員の選挙の4件を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名する事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名する事に決定しました。

相楽広域行政組合議会議員に、西 昭夫、山本翔太議員の2名を指名します。

次に、相楽中部消防組合議会議員に、西 昭夫、山本麻也議員の2名を指名します。

次に、国民健康保険山城病院組合議会議員に、由本好史議員、西朋子議員の2名を指名します。

次に、加茂笠置組合議会議員に、由本好史議員、西朋子議員、松本俊清議員、山本翔太議員、向出健議員の5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました相楽広域行政組合議会議員に、西 昭夫、山本翔太議員の2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、西 昭夫、山本翔太議員が相楽広域行政組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則33条第2項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

次に、相楽中部消防組合議会議員に先程指名しました、西 昭夫、山本麻也議員の2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、西 昭夫、山本麻也議員が相楽中部消防組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則 33 条第 2 項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

次に、国民健康保険山城病院組合議会議員に先程指名しました、由本好史議員、西朋子議員の 2 名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、由本好史議員、西朋子議員が国民健康保険山城病院組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則 33 条第 2 項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

次に、加茂笠置組合議会議員に、先程指名しました由本好史議員、西朋子議員、松本俊清議員、山本翔太議員、向出健議員の 5 名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、由本好史議員、西朋子議員、松本俊清議員、山本翔太議員、向出健議員が加茂笠置組合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則 33 条第 2 項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

議長（西 昭夫君） 日程第 11、相楽東部広域連合議会議員の選挙、日程第 12、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、日程第 13、京都地方税機構議会議員の選挙の 3 件を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名する事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名する事に決定しました。

相楽東部広域連合議会議員に、西昭夫、向出健議員、山本麻也議員、山本勝喜議員の4名を指名します。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、山本勝喜議員を指名します。

京都地方税機構議会議員に、松本俊清議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました相楽東部広域連合議会議員に、西昭夫、向出健議員、山本麻也議員、山本勝喜議員の4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、西昭夫、向出健議員、山本麻也議員、山本勝喜議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則33条第2項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、先ほど指名しました山本勝喜議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、山本勝喜議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則33条第2項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

次に、京都地方税機構議会議員に、先ほど指名しました松本俊清議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、松本俊清議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則33条第2項によって、当選の告知をします。当選による挨拶は省略させていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

休	憩	午後	3時59分
再	開	午後	4時32分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） 各委員会で互選いただきました正副委員長を報告いたします。

総合常任委員会委員長に由本好史議員、副委員長に向出健議員。議会運営委員会委員長に山本勝喜議員、副委員長に松本俊清議員。以上の方々がそれぞれ委員長、副委員長に就任されました。

日程第14、同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、向出健議員の退場を求めます。

（向出健議員退場）

議長（西 昭夫君） 提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について提案理由を申し上げます。

笠置町議会議員の任期満了に伴う選挙により、議会選出の監査委員を新たに選任するものでございます。任期は令和10年10月31日までとなっております。よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件についてご説明を申し上げます。この説明は議案書の朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年11月1日提出、笠置町長、山本篤志

記

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置

氏名、向出健。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第3号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

向出健議員の入場を求めます。

(向出健議員入場)

議長(西 昭夫君) 日程第15、承認第8号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 承認第8号、笠置町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出総額16億7,767万5,000円に、歳入歳出それぞれ235万8,000円を加え、総額を16億8,003万3,000円とするものです。令和6年10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、令和6年10月27日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることが決定しましたので、その執行経費に掛かる予算として10月9日に専決処分をいたしました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) それでは令和6年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について説明をさせていただきます。歳出から説明させていただきます。8ページを御覧ください。2款総務費4項選挙費2目衆議院議員選挙費補正2,358千円を計上しております。主なものとしましては、管理者及び立会人、事務従事者の報酬等投票所の運営にかかる経費、またポスター掲示場の設置等にかかる委託料、投票所入場券等の発送に係る通信運搬費、また選挙公報配付手数料等となっております。続いて歳入でございます。7ページをご覧ください。16款府支出金3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金としまして、1,837千円を計上しております。京都府からの通知によるものでございまして、歳出で申し上げました衆議院議員選挙及び最高裁判所国民審査に係る委託金

となっております。また一番下段の２０款繰越金１項繰越金１目繰越金１節前年度繰越金としまして４,４２２千円を計上しております。

９月議会におきまして決算認定をいただきましたので、前年度繰越金の確定に伴い増額計上させていただいております。前年度繰越金の増額に伴いまして中段１９款繰入金１項基金繰入金１目財政調整基金繰入金を３,９０１千円減額しております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑につきましては、同一議員につき、同一の議題について３回までですので申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑無しと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第８号、令和６年度笠置町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

承認第８号、令和６年度笠置町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第８号、令和６年度笠置町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求めるは、承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第１６、議案第３７号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第３７号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件について提案理由を申し上げます。

本工事は白鷺橋橋梁保全工事で、主な工事内容は塗装の塗替工、表面の保護工、橋面の防水工となります。

予定価格が5千万円を超える工事であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議いただき、承認承りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。議案第37号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件につきまして、ご説明させていただきます。

白鷺橋橋梁維持修繕工事につきましては、令和6年10月24日に開札を行い、落札業者を決定し、本日令和6年11月1日に仮工事請負契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めさせていただくものでございます。議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第37号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件、下記の通り工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月1日提出笠置町長山本篤志

記

契約の目的 白鷺橋橋梁維持修繕工事

契約の方法 指名競争入札

契約金額 56,287,000円

契約の相手方 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃13番地

株式会社 松井組 代表取締役 松井伴之

工事期間 本契約締結日の翌日から令和7年3月14日までです。

資料といたしまして、仮工事請負契約書添付させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑無しと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 37 号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件は、原案の通り賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第 37 号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約締結の件は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。これより暫時休憩します。

休 憩 午後 4 時 47 分

再 開 午後 5 時 00 分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。総合常任委員長より、発委第 4 号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議(案)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 号として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、決議第 2 号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議(案)を日程に追加し、追加日程第 2 号として議題とすることに決定しました。

発委第 4 号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議案を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。総合常任委員長。

総合常任委員長(由本好史) 発委第 4 号、令和 6 年 11 月 1 日。

提出者、総合常任委員長、由本好史。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議(案)。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 4 条第 2 項の規定により提出します。

いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議(案)。

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称、いこいの館運営対策特別委員会。

2 目的、いこいの館の運営等、今後のあり方に関し所要の調査検討をすることを目的とする。

3 委員の定数、8名。

4 付議事件、いこいの館の運営の安定や経営対策、今後の在り方について。

5 調査の期限、調査の終了まで。

古くから「歴史と観光の町」として栄えた当町は、笠置山をはじめとした史跡めぐりや、自然を活用したキャンプ、カヌー、ボルダリングなどのアウトドアを楽しまれる方が大勢訪れ、全盛期には年間100万人を超える入込客もあったほどですが、近年の不況の波と時代の変化とともに年々入込客も減少傾向にある中、笠置の再生をかけて建設されたのが温泉娯楽施設であった「わかさぎ温泉 笠置いこいの館」です。

土地の誘致、温泉掘削、建物の建築等をすべて町が出資し、セクターとして平成9年に町の期待を背負ってオープンしました。

オープン当初は物珍しさと温泉の質の良さが受け入れられ、近隣市町村はもとより京阪神方面からの入館者も多くみられましたが、近隣の町村に同類の施設が多数建設されるとともに当館への入込みは激減し、赤字経営が続きました。

経営や食部門を業者に委託するなど、ありとあらゆる手立てを講じたものの効果は薄く、更には建物の老朽化が懸念される中、平成30年、当時の指定管理者が急遽撤退した後は、メインであった温浴部門及び食部門を閉鎖し、その後は経営を立て直すこともできずにその存在意義が問われています。

それでも町民からは未だ経営を立て直す期待の声もあり、笠置町議会は町が存続していくためにこの「笠置いこいの館」がどうあるべきか、存在意義を問いたすために、ここに「いこいの館運営対策特別委員会」を設置します。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから発委第４号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議（案）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発委第４号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議（案）は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第４号、いこいの館運営対策特別委員会設置に関する決議（案）は、可決されました。

お諮りします。先程設置されました、いこいの館運営対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、いこいの館運営対策特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。これより暫時休憩します。

休	憩	午後 ５時０７分
再	開	午後 ５時１０分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

いこいの館運営対策特別委員会で互選いただきました正副委員長を報告いたします。

いこいの館運営対策特別委員会委員長に向出健議員、副委員長に山本勝喜議員、以上の方々が、委員長、副委員長に就任されました。

議長（西 昭夫君） 日程第１７、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総合常任委員長、いこいの館運営対策特別委員長から、所管事務調査について会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり決定しました。

議長（西 昭夫君） これで、本日の日程は全部終了しました。

これで、会議を閉じます。令和6年第2回笠置町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 5時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 松 本 俊 清

議 長 西 昭 夫

署名議員 山 本 翔 太

署名議員 向 出 健